

教材活用史料詳細カード 41

史料名	封鎖預金払戻請求書・藤岡中学校『特別書類』				
請求番号	A1006B00	文書番号	44	年代 (作成年)	1946 (昭和 21) 年
文書群名 (作成部名)	群馬県行政文書 藤岡中学校			資料形態	冊物
学習指導要領との関連 (参考)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高校地理歴史 日本史探究D-(3)-ア-(エ) 諸資料を活用し、課題を迫及したり解決したりする活動を通して、第二次世界大戦後の占領政策と諸改革について知識を身に付けること。 ・ 高校公民 政治・経済A-(1)-ア-(ウ) 現代日本の政治・経済に関する諸資料から、課題の解決に向けて考察、構想する際に必要な情報を適切かつ効果的に収集し、読み取る技能を身に付けること。 				
資料の概要	<p>金融緊急措置令 (1946 年 2 月) の預金封鎖により、排球 (バレーボール) 部の遠征費用 1,500 円を支出できなかった藤岡中学校長が、払い戻しを藤岡郵便局長に請求した書類。日付が昭和 21 年 10 月 3 日で、少なくともこの時期までは預金封鎖が続いていたことがうかがえる。</p> <p>[背景]</p> <p>戦後の極度の物不足に加えて、終戦処理などで通貨が増発されたため、猛烈なインフレーションが発生した。幣原喜重郎内閣は預金を封鎖してそれまで使用されていた旧円の流通を禁止し、新円の引出しを制限することによって貨幣流通量を減らそうとした。発令当日の 2 月 17 日から預貯金は封鎖され、3 月 2 日までに旧円は新円と引き換え、3 月 3 日から旧円は無効となって使用できなくなった。また、新円で引き出される預金は世帯主 300 円、世帯員 1 人 100 円を月額限度としてしか支払われなかった。</p>				

